

## 令和5年度 保安全管理システム導入実証事業仕様書（案）

本仕様書は、長野県企業局（以下「委託者」という。）が行う保安全管理システム導入実証事業（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

委託者が推進する「スマート保安」の取組の一環として、保安規程に基づく発電施設保守に必要な保守計画の策定や作業指示等を適切かつ効率的に履行するため、当該作業等を支援するシステムの本格導入の可能性を検証すること目的として、本業務を実施する。

### 2 委託期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

### 3 業務内容

#### （1）実証事業内容

受託者が既存又は新たに開発し提供する定額サービス型の保安全管理支援システムを活用し、本県の保安規程に適合した発電所の保守が的確かつ効率的に実施できるか検証する。また、システム導入にかかる費用対効果を検証するとともに、導入に向けた課題の洗い出しと改善策等の提言を行う。

#### ア 保安全管理支援システムの実証手順

実証については、以下の手順により行うことを想定しているが、受託者の提案により、効率的な実証手順と認められる場合には、変更することを拒まない。ただし、この場合は、委託者の承諾を受けることとする。

#### （ア）現状業務調査

- ・業務一覧の作成
- ・業務量調査
- ・システム化対象業務の洗い出し

#### （イ）システム化データ準備

対象業務について、システム利用できるようデータセットやチューニング等を行う。  
また、その他検証に必要なダミーデータ等の準備を行う。

#### （ウ）実証の実施

ダミーデータを活用し、実際の作業手順に従って想定業務を実施（県職員が入力）する。  
この際、職員が入力可能となるようシステム使用方法等のトレーニングを行う。  
なお、実証は、2回を想定し、その都度、振り返りや結果整理を行う。

#### （エ）実証結果の取りまとめ

実証結果を基に、効率化の概要及び費用対効果など定量、定性面から検証を行い、報告書に取りまとめること。また、検証の結果により明らかとなった県の作業手順について、受注者の知見等により効率化が図れることがあれば、指摘すること。この結果、必要に応じて、本格導入の際には保安規程を見直した上、本業務で構築したシステムへの実装を検討する。

#### イ 保安管理支援システムで想定する業務

実証する保安管理支援システムでは、以下の業務を行うことを想定するが、現状調査の結果、システムに追加可能な業務があれば、これを加えることを妨げない。

- ・水力発電所運転・停止計画の策定支援
- ・発電所点検作業計画等の立案、決裁
- ・点検計画の作業指示（指示書、操作表などの作成）
- ・作業指示書、操作結果等の入力、現場引継ぎ等
- ・作業・点検結果の入力、復命（決裁）

#### (2) 実証対象

試験的に実証する発電所は2か所程度を対象とし、詳細は契約後の協議により決定する。

#### (3) 留意事項

ア 事業実施にあたっては、委託者と事前に内容について十分協議し、承諾を得た上で実施すること。

### 4 業務等の報告

#### (1) 事業実施計画書

受託者は事業実施計画書（任意様式）を契約日から15日以内に委託者へ提出すること。

#### (2) 報告書

受託者は、成果品として業務完了報告書（任意様式）を、業務完了日までに紙媒体3部及び電子媒体により委託者へ提出すること。

### 5 留意事項

(1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(2) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。

(3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業にて新たに構築したシステムの部分に関する所有権や著作権は原則としてすべて企業局に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、企業局は当該権利を非独占的に使用できることとすること。

### 6 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 7 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。

(2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。

(4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。